

会津大学産学イノベーションセンター規程

(平成18年4月1日規程第75号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第4条に定める会津大学産学イノベーションセンター(以下「センター」という。)の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、産学連携の推進に必要な環境を整備し、これを効果的に運用及び提供することによって、会津大学の教育及び研究並びに産学連携の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 産学連携の推進に関連する情報の収集、蓄積、処理及び提供
- (2) 産学連携の推進に必要な学術情報の提供
- (3) 産学連携の推進のための各種相談及びコーディネート
- (4) 産学連携の推進に寄与するマルチメディアシステムの整備、管理及び運営
- (5) 会津大学産学イノベーションセンター利用規程に定める業務
- (6) その他センター設置目的の達成に必要な業務

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。